◆県機関における障害者差別解消法に係る相談対応フロー図

【相談者】（障害者、家族・保護者、支援者等）

・不当な差別的取り扱いを受けた　　・合理的配慮が提供されなかった　等々

相談　　助言等支援

相談窓口による対応

実施内容

①相談の受付

②当事者からの聞き取り

③必要に応じて事業所に助言

④必要に応じて適切な機関への引継ぎ

受付機関

行政　障害福祉課、各県保健所、子ども家庭相談センター

精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）、

リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）、

委託先　滋賀県権利擁護センター、発達障害者支援センター

高次脳機能障害支援センター、精神障害者地域生活支援センター

難病相談・支援センター、障害者社会参加推進センター、

障害者生活支援センター、障害者働き・暮らし応援センター

指定管理先　障害者福祉センター、聴覚障害者センター、

視覚障害者センター

必要に応じて、障害者差別解消支援地域協議会の開催

情報提供、助言等

適切な機関への引継ぎ

障害者差別解消支援地域協議会

事務内容

■障害者差別に関する相談等に係る協議

①相談事例について、適切な相談窓口の照会等解決を後押しするための協議

②広域的な課題等についての協議

■地域における差別解消に向けた取組に係る協議

①好事例を含む相談事例の共有、分析

②障害者差別に対する共通した認識を形成するための協議

③事案の発生を予防するための取組に関する協議

④構成機関等による周知、啓発活動の取組についての協議・発信

■適切な機関への引継ぎ　(例)

・雇用分野における相談

→各圏域ハローワーク

・人権全般に関する相談

→地方法務局

・差別解消法第 12 条に基づく権限事務を執行する場合

→各事業法等を所管する国、県、市

・虐待としての対応が妥当と思われる相談

→養護者虐待：市町障害者虐待防止センター

→施設従事者等虐待：市町障害者虐待防止センター

→使用者虐待：市町障害者虐待防止センター　または

県障害者権利擁護センター